

草津市こども若者会議 概要

1. 審議項目

こども基本法（令和4年法律第77号）、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他のこども・若者に関する法律による施策の推進に関し、必要な措置についての調査審議を行います。なお、当委員会は、草津市市民参加条例第9条により、公開することとなっております。委員会で審議いただいた内容は、会議録としてまとめ、資料と併せて草津市のホームページに掲載させていただきます。

2. 委員構成（令和7年度）

委員資格者	人数
(1)学識経験を有する者	2名
(2)公募市民	5名
(3)児童福祉関係団体から選出された者	7名
(4)保健・医療関係団体から選出された者	1名
(5)学校教育の関係者	1名
(6)経済・労働関係団体から選出された者	2名
(7)社会教育の関係者	2名
(8)その他市長が必要と認める者	2名
計	22名

3. 任期

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

4. 定足数、議決の方法

委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定められており、11名以上の出席が必要となります。（草津市附属機関運営規則第6条第1項）

また、議事は、出席した委員の過半数をもって可決され、同数のときは委員長の決するところによります。（草津市附属機関運営規則第6条第2項）